

春日井市工事請負契約における現場代理人の常駐義務及び
兼務に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日井市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第2条 約款第10条第3項に定める現場代理人について工事現場における常駐義務を要しないこととすることができる期間は次のとおりとし、常駐すべき各期間に重複のない2以上の工事において、同一の現場代理人を配置することができるものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間を設計図書又は打合せ簿等の書面によりあらかじめ明確にしなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事において、工場制作のみが行われている期間であって工事現場での作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼務ができる工事)

第3条 発注者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、現場代

理人が他の工事の現場代理人を兼務することができる。

- (1) 春日井市と請負契約が締結されたものであること
- (2) 工事請負金額（税込み）が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）であること（前条の規定は除く）
- (3) 工事場所が春日井市内であること
- (4) 特記仕様書等に現場代理人の兼務ができない旨の記載がないこと
- (5) 兼務する工事が 3 件以内であること

2 前項の規定にかかわらず、それぞれの工事が経費調整の対象となるものについては兼務できるものとする。

（現場代理人の兼務ができる基準）

第 4 条 発注者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務することができる。

- (1) 兼務するそれぞれの工事の監督職員が工程管理、安全管理、労務管理等に支障がないことを認めること
- (2) 監督職員と携帯電話等により常に連絡がとれる体制が確保されているとともに、必要に応じ常駐しているものの中から連絡員を定めること
- (3) 複数の現場で作業を行っている場合は、いずれかの現場に常駐していること

（兼務届の手続き）

第 5 条 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務しようとするときは、すべての工事発注担当課に、現場代理人兼務届（第 1 号様式）を提出することとする。

(兼務の承認の取消し)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人兼務取消通知書（第2号様式）により、兼務を取り消すことができる。

(1) 事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の工事現場の適正な運営又は管理につき著しく不適當であると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が第4条に規定する基準を満たしていないことが判明した場合

2 受注者は、前項の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。

3 受注者は、前項の規定により新たに現場代理人を配置するときは、通知を受けた日から10日以内にそれぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。

4 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとする。

5 発注者は、受注者が第3項に規定する期限を経過してもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第43条第4号の規定により契約を解除することができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。